

事 務 連 絡
令和8年5月21日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

クマによる人身被害防止に向けた安全対策等の周知について（依頼）

平素より、国土交通行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身被害の発生等が多く報告されています。昨年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となりました。このため、政府としても、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を実行するため、昨年度、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催し、クマ被害対策パッケージ及びクマ被害対策ロードマップを策定したところです。

一方で、令和8年4月20日から21日にかけて、岩手県紫波町で山菜採り中にクマに襲われ1名が死亡し、その捜索に当たった関係者1名が怪我をする事件が発生したほか、各地で人の生活圏でのクマによる人身被害も報告されています。また、全国における今年3月のクマの出没情報数は、過去最多となっており、特に東北地方、新潟県及び京都府において多い状況となっています。このような状況を踏まえて、令和8年5月12日に石原宏高環境大臣から国民に対し、クマの出没に備えた安全対策をとること等について、別紙のとおり、メッセージが発信されたところです。

つきましては、本メッセージの内容を広く周知し、クマの出没範囲での屋外作業等に従事される方々のクマによる人身被害を防ぐ観点から、貴団体におかれても、貴団体会員企業に対し、環境省から呼びかけが行われている安全対策等の内容について、周知の徹底をお願いいたします。

石原宏高環境大臣から国民に向けたメッセージ(令和8年5月12日閣議後会見発言)

春になり、クマが冬眠から覚め、各地でクマの出没が相次いでいます。昨日、公表した令和8年3月のクマの出没情報数は307件であり、過去5年間で最も多い数字となりました。

また、この春の人身被害は、人の生活圏内での被害に加えて、この時期の特徴として、山菜採りで山に入った際の被害も発生しています。亡くなられた方に哀悼の誠を捧げるとともに、負傷された方には、心からお見舞い申し上げます。

環境省としては、

- ・クマの春期捕獲について、北海道、東北地方、北陸地方などにおいて、昨年度を上回る捕獲数を目指して実施中です。
- ・また、専門人材やガバメントハンターについては、17道県において、100人程度の雇用を交付金で支援する計画です。例えば、青森県で3名、岩手県で6名など、すでに各地で人材の採用が始まっています。

このように、自治体の取組への支援に全力を尽くすなど、関係省庁、地方自治体と一丸となって、全力で対策をしています。

国民の皆様には、地方自治体が発信するクマの出没情報などに十分注意を払っていただき、その上で、改めて以下の注意を、強くお願いいたします。

- ① 住宅や学校周辺など、人の生活圏では、クマの誘引物となるものを適切に管理すること。具体的には、放置された農作物等に加え、夜間に出されたごみなどがクマの餌となるため、自治体が指定した時間帯にごみを出し、これらを放置しないように管理をすること。
- ② 早朝や夕方の時間帯の外出や、田畑や道路沿いで見通しが悪い場所の通行には注意すること。
- ③ クマの生息地には、むやみに立ち入らないこと。仕事などでやむを得ず入る場合は、
 - ・クマの行動が活発な明け方・日の入り前後の立ち入りや単独行動を避けること。
 - ・鈴やラジオなど、音の出るものや適切なクマ撃退スプレーを携帯する、ヘルメットやリュックを身に着けるなどの対策をすること。
- ④ クマに出会ってしまった場合は、慌てず、ゆっくり、クマと人との間に電柱や車、木などを挟むように移動すること。至近距離で出会って襲われた時は、両腕で顔面や頭部を覆い、うつ伏せになるなど、被害を最小限にとどめる行動をとること。

を特にお願いたします。

環境省では、昨年度のクマの大量出没による人身被害の発生状況を分析し、クマに
出会わないための対策や、出会ってしまった時の対処法をとりまとめた「クマの人身
被害に関するレポート」を先月環境省のホームページで公表しました。国民の皆様、
関係者の皆様におかれては本レポートをぜひお読みいただき、クマの出没に備えてく
ださい。



クマ被害の現状と対策について

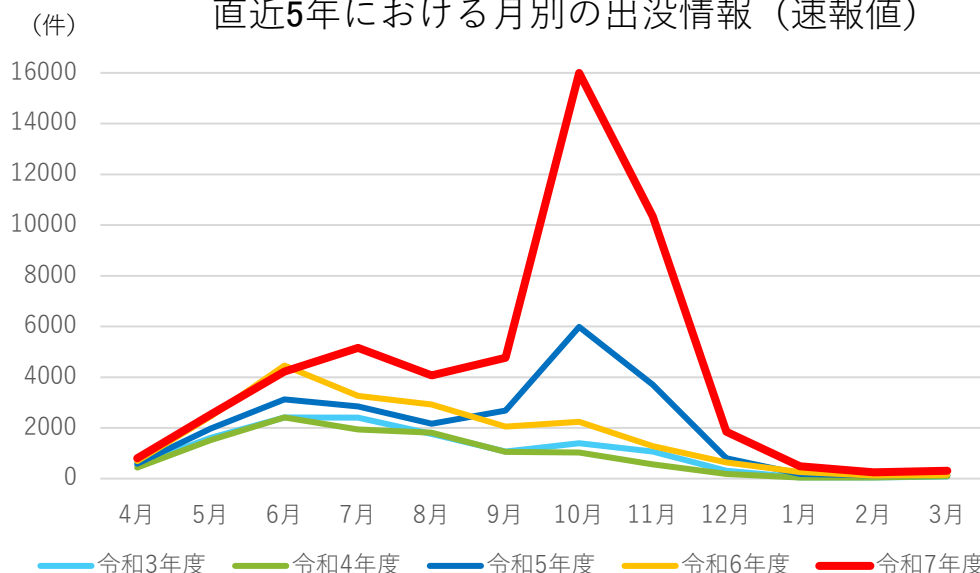
令和 8 年 5 月 19 日

令和7年度のクマの出没や被害状況について

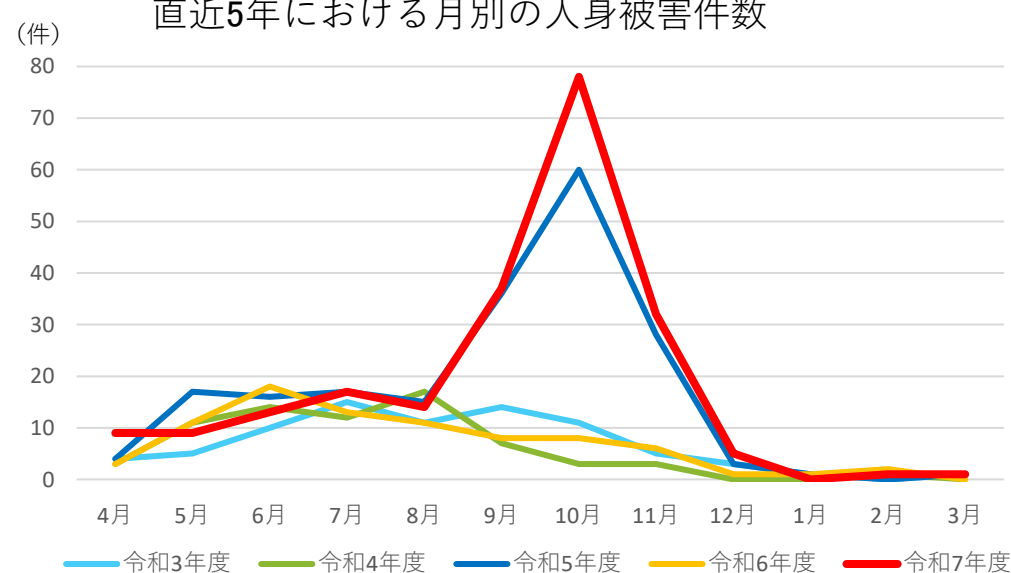
- 令和7年度は、出没情報件数、人身被害者数、死亡者数が過去最多となった。

	出没情報(速報値) (4月～3月)	人身被害件数 (4月～3月)	人身被害者数 (4月～3月)	死亡者数 (4月～3月)
令和7年度	50,776	216	238	13
令和6年度	20,513	82	85	3
令和5年度	24,348	198	219	6

直近5年における月別の出没情報（速報値）



直近5年における月別の人身被害件数

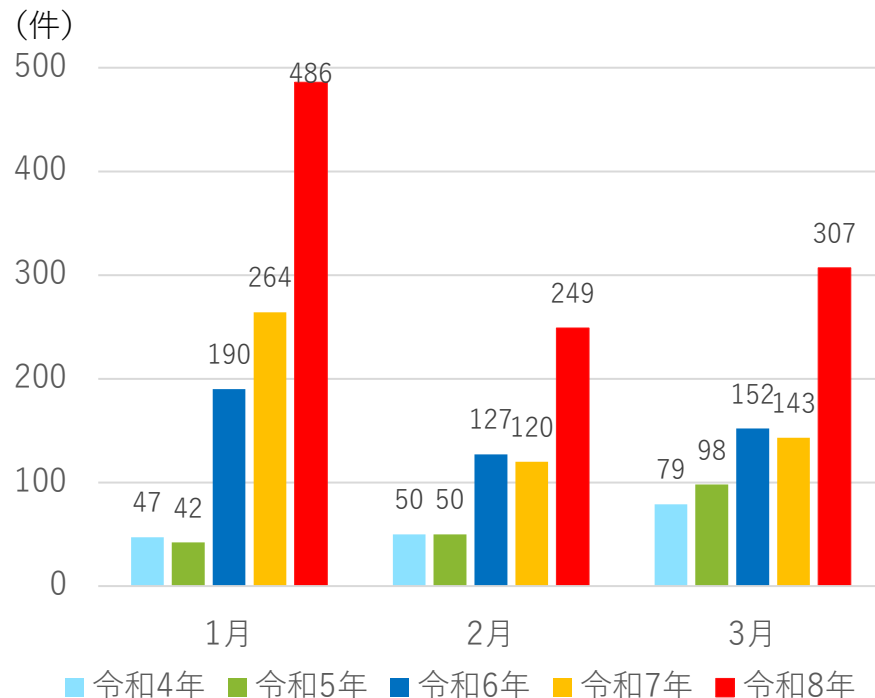


※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

1～3月の出沒状況

- 令和8年の1～3月は令和6年、7年の同期間に比べて、出沒情報が多い。
- 令和8年4月の出沒について、12県が昨年同時期と比較して多いと回答。
東北6県、新潟県、山梨県、三重県、岡山県、広島県、山口県
- 専門家からは「令和7年秋の大量出沒時に捕獲できなかった個体が、一定数、市街地等の周辺に残存している可能性がある」との指摘。

1月～3月の出沒情報の推移（速報値）



3月・4月のクマによる被害者数

	3月	4月
令和8年	1 (0)	6 (1)
令和7年	0 (0)	11 (0)
令和6年	1 (0)	3 (0)
令和5年	0 (0)	5 (0)
令和4年	2 (0)	3 (0)

括弧内は死者数（被害者数の内数）

東北6県におけるクマの捕獲状況

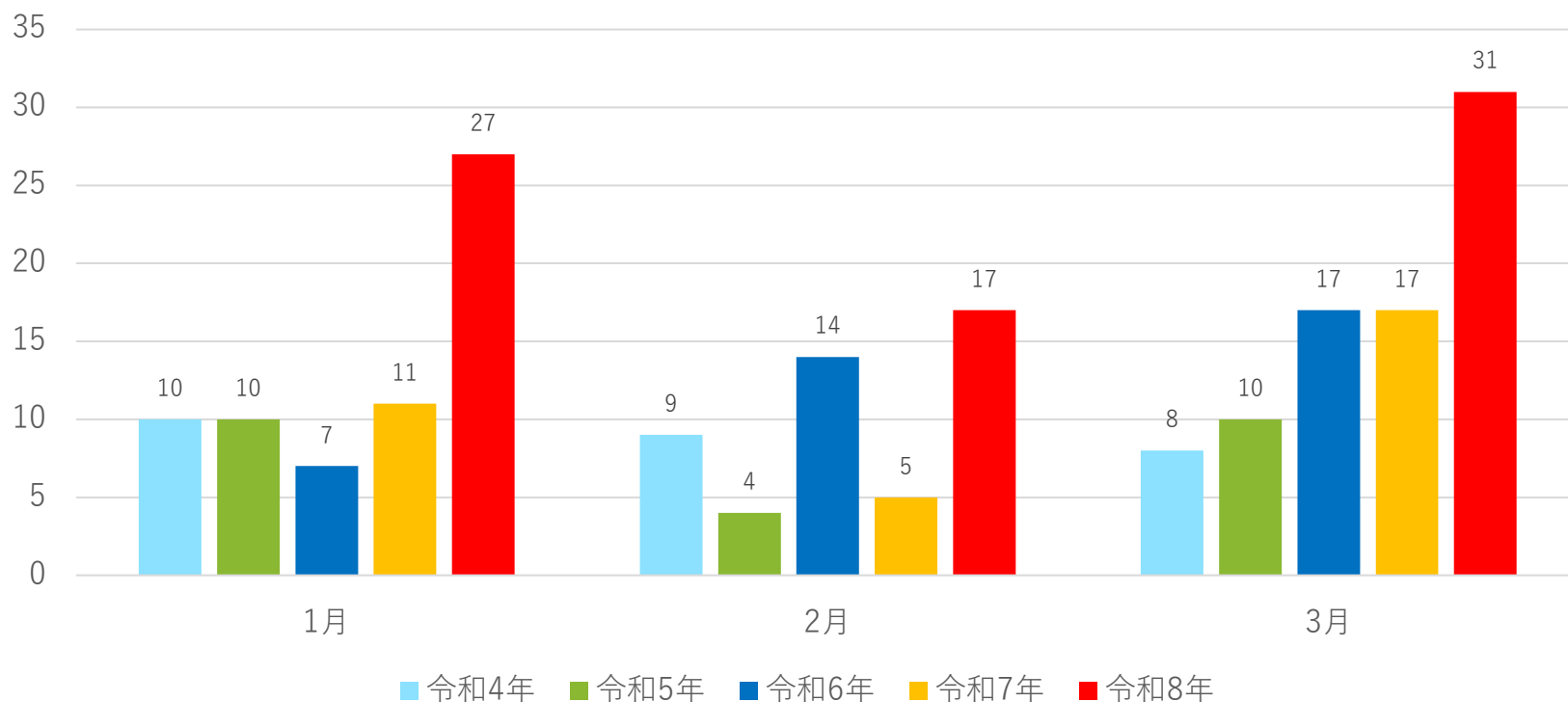
- 令和7年度は過去最高の許可捕獲数（8,849頭）となった。
- 秋に大量出沒した令和5年及び令和7年は許可捕獲数が多い。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	推定生息数 (公表年度)
青森県	625	109	1,248	1,614 (令和4年度)
岩手県	804	426	1,139	3,700 (令和2年度)
宮城県	238	95	505	3,147 (令和2年度)
秋田県	2,185	382	2,690	3,900 (令和7年度)
山形県	777	239	1,589	2,300 (令和3年度)
福島県	887	509	1,678	5,576 (令和2年度)
合計	5,516	1,760	8,849	

1～3月のクマの許可捕獲数の推移

- 令和8年は、1～3月の許可捕獲数が多い傾向であった。

1月～3月の許可捕獲数の推移（速報値）



春期のクマの管理捕獲の実施状況

- 令和8年春は、9道県で実施中。

県名	実施時期	実施方法
北海道	2月下旬～5月中旬	68市町村において、市町村が環境省交付金を使用して実施。
岩手県	3/15～5/14	4市において、市が環境省交付金を使用して実施。
秋田県	3月～5月末	17市町村において、実施。うち2市で環境省交付金を使用して実施。
山形県	3/20～5/19	山形県が、環境省交付金を使用して実施。
新潟県	3月中旬～5月下旬	新潟県が、環境省交付金を使用して実施。
富山県	4/14～5/30	富山県が、環境省交付金を使用して実施。
石川県	4月～6月	3市において、市が環境省交付金を使用して実施。
長野県	3月上旬～5月下旬	8市町村において実施。※環境省交付金を使用せず実施。
福井県	3月中旬～5月末	2市において、市が環境省交付金を使用して実施。

【春期の管理捕獲】

2～5月ごろに実施。銃猟の場合は、雪の上の足跡や草木の葉が出る前で見通しが良く、捕獲に適している。人里周辺に生息・繁殖するクマの低密度化のほか、人への警戒心の植え付けによる出没抑制、捕獲技術の継承も目的として実施。銃猟に限らず、はこわなによる捕獲も環境省の交付金の対象としている。

緊急銃猟の実施状況（概況）

●緊急銃猟の発砲まで至った実施件数(都道府県ごと)

都道府県	発砲した事例件数	ライフル・散弾銃による銃猟 (箱わなの止めさし以外)	箱わなの止めさし	麻酔銃による銃猟
山形県	17	15	1	1
新潟県	16	9	3	4
秋田県	7	3	0	4
富山県	6	5	0	1
岩手県	4	3	0	1
青森県	3	3	0	0
宮城県	3	2	0	1
福島県	3	1	1	1
群馬県	3	1	2	0
福井県	3	3	0	0
北海道	1	1	0	0
埼玉県	1	1	0	0
石川県	1	1	0	0
合計	68	48	7	13

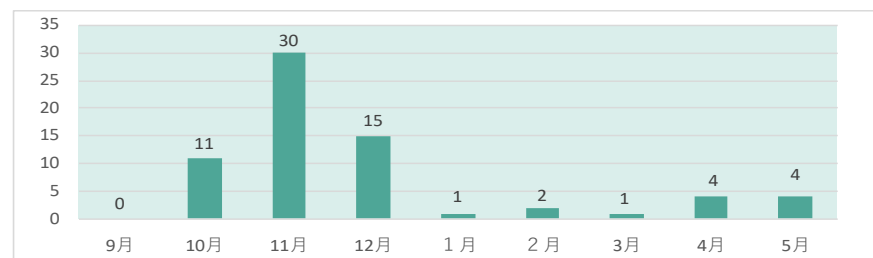
●実施件数(場所ごと)

場所	件数	屋外	屋内 (建物敷地内を含む)
市街地	54	45	9
農地	7	6	1
河川付近	4	4	
公園	1	1	
山林	1	1	
道路	1	1	
合計	68	58	10

●実施件数(獣種ごと)

獣種	件数
ヒグマ	1
ツキノワグマ	63
イノシシ	4

●実施件数(月ごと)



●実施件数(年度ごと)

年度	令和7年	令和8年
件数	60	8

令和8年度 緊急銃猟の実施状況

- 緊急銃猟の発砲まで至った事例は8件。

	日時	場所	対象鳥獣	場所概要	案件概要
1	4月8日	福島県郡山市	ツキノワグマ	道路	高速道路法面の茂みにおいて、一頭を捕獲
2	4月12日	新潟県長岡市	ツキノワグマ	河川敷	出沒を繰り返していた1頭をわなで捕獲後、止めさし
3	4月19日	宮城県仙台市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出沒した1頭を麻酔銃により捕獲
4	4月30日	富山県富山市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出沒した1頭を緊急銃猟により捕獲
5	5月1日	群馬県藤岡市	イノシシ	市街地	市街地に出沒した1頭を緊急銃猟により捕獲
6	5月6日	青森県八戸市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出沒した1頭を緊急銃猟により捕獲
7	5月9日	青森県平川市	ツキノワグマ	農地	農地に出沒した1頭を緊急銃猟により捕獲
8	5月15日	青森県青森市	ツキノワグマ	市街地	市街地に出沒した1頭を緊急銃猟により捕獲

宮城県仙台市で実施された緊急銃猟の概要

○発生日時

令和8年4月19日（日）18時頃

○発生場所

宮城県仙台市青葉区

○経緯

- ・ 4/17（金）～4/19（日）未明
夜間にクマの目撃情報が相次ぐ。
- ・ 4/19（日）2時頃～
クマが市内の集合住宅付近に移動。その後膠着状態
（この間、麻酔銃、箱わなの捕獲等を検討。）
- ・ 4/19（日）18時頃
通行制限等により条件が整い、緊急銃猟の実施

○対応

仙台市役所職員、青葉区役所職員、警察、捕獲者を
合わせ30名以上が連携して対応。



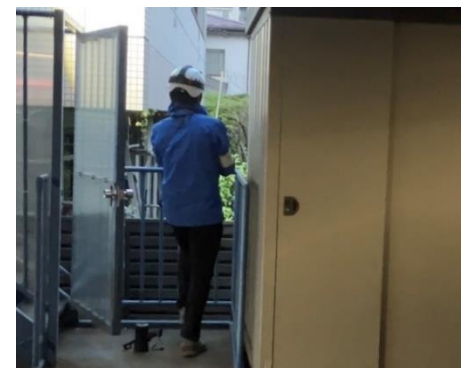
関係者による打ち合わせ



ドローンによるクマの搜索



通行制限の様子



緊急銃猟の様子

都道府県が提供している出没マップの例（秋田県）

ツキノワグマ等情報マップシステム【クマダス】

ツキノワグマ等情報マップシステム【クマダス】

出沒情報一覧 県からのお知らせ ツキノワグマ情報(県HP) 登録してできること ログイン 新規登録

URL: https://kumadas.net/?lat=35.674824&lng=139.751587&radius=1000&startdate=2026-04-01&enddate=2026-05-08&zoom_level=12

秋田県

航空写真

地図

現在位置1000mで検索中...

秋田県からののお知らせ

人身事故情報

R8.5.5【由利本荘市】ツキノワグマによる人身被害の発生について（第1報）

場所：秋田県由利本荘市東由利蔵字下石坂

ツキノワグマによる人身被害が発生しました。
発生日時：令和8年5月5日 8:20頃
詳細は確認のため、発生時刻や場所は今後修正される可能性があります（令和8年5月5日10:00時点の情報）

検索条件

目撃期間

2026/04/01 ~ 2026/05/08

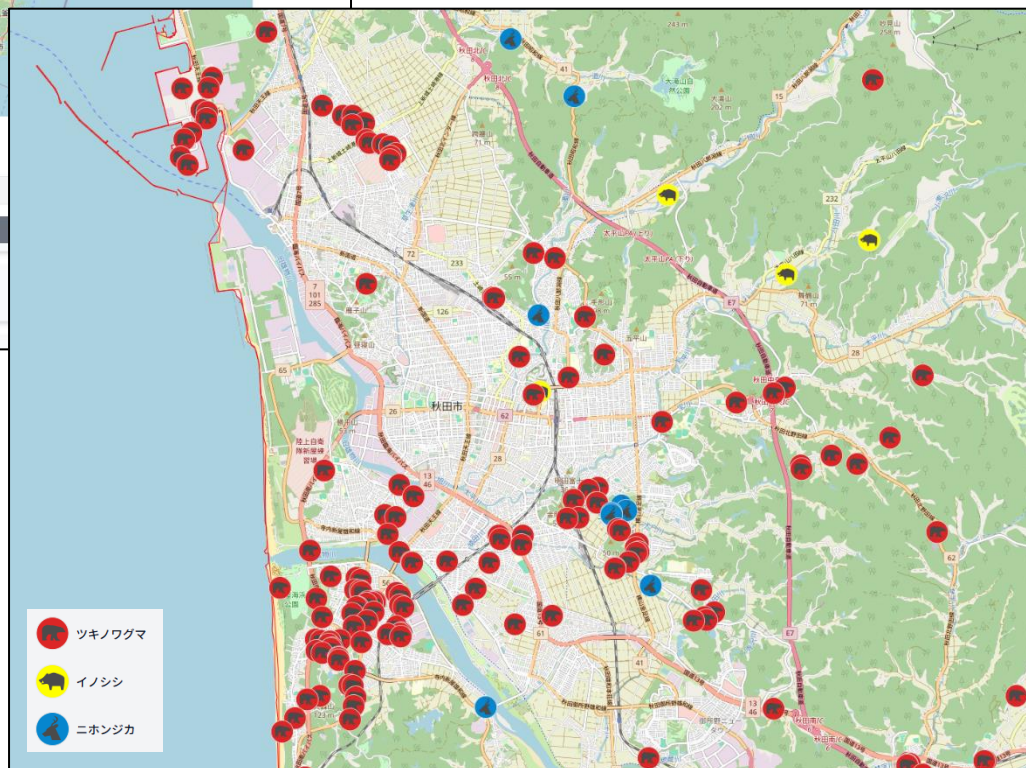
市町村

☐ 秋田市 ☐ 能代市
☐ 横手市 ☐ 大館市
☐ 男鹿市 ☐ 湯沢市

表示件数：600件 検索日時：2026/04/01 00:00 ~ 2026/05/08 23:59

No	目撃日時	情報種別	市町村	地番情報	獣種
24271	2026/05/06 06:10	目撃	大仙市	〒014-0031 秋田県大仙市大曲上美ノ口8-9-7	ツキノワグマ

令和8年4月1日～5月14日の
秋田市中心部の出没情報



	体制の拡充状況
環境省	○令和8年4月：地方環境事務所にクマ対策専門官、広域鳥獣対策専門官を増員（増員状況） ・クマ対策専門官【5名増】：北海道、釧路、東北、関東、信越 ・広域鳥獣対策専門官【10名増】：北海道、釧路、東北、関東、信越、中部、近畿、中四国、四国、九州 （専門官の業務） ○都道府県境を越える広域的なクマの管理の方針の検討や生息状況調査の対応 ○クマ出没時対応に係る自治体への技術支援に関する対応 ○指定管理鳥獣対策事業交付金の運用及び自治体の財政支援に関する対応
警察	○人身被害の状況等を踏まえた市街地等における警察によるライフル銃を使用したクマ駆除の態勢の構築 ・当初の岩手県及び秋田県を含め、現在東北5県において態勢を構築 ○警察官用の資機材等について順次配備予定

東北6県のクマ対策に係る体制の強化

県名	クマ対策担当 部署の人員※		令和8年度の組織の変化状況等
	R7年4月	R8年5月	
青森	19名	23名	4月に自然保護課と農林水産課で構成される「鳥獣被害対策支援センター」を設置。6つの農林水産事務所に鳥獣被害対策チームを設置。 - 市町村や猟友会支部、農業協同組合、森林組合など関係団体等と連携した取組みを強化。
岩手	14名	21名	令和8年3月にガバメントハンターを5名、同年4月に野生動物管理専門職員1名を採用。さらに、特命参事（クマ対策）1名を新規に配置。
宮城	26名	29名	4月にクマ等の被害対策として「野生鳥獣被害対策本部」設置。 - 下部組織として、環境生活部、農政部等から構成される「クマ被害対策チーム」が発足。
秋田	35名	39名	4月に県自然保護課に「鳥獣保護管理チーム」と「鳥獣被害対策チーム」の2班を新設。
山形	28名	30名	4月にみどり自然課内に「鳥獣被害対策室」を新設。室長以下11名で構成され、クマ対策を強化。
福島	25名	27名	今後、野生鳥獣対策の専門人材の育成等を図るための検討会を設置し、人材の配備の進め方を検討。

※県庁本庁の他、出先機関の対応者数を含めている。

クマ被害対策ロードマップ策定後の対応状況（概要）

日付	内容	担当省庁
4/3	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)の改定	環境省
4/6	緊急銃猟ガイドラインの改定	環境省
4/16	国立公園におけるクマ被害対策手引書の作成	環境省
4/24	都道府県を通じて、住民、農業者、林業従事者への注意喚起を通知	環境省、農林水産省、林野庁
4/27	「クマによる人身被害の分析レポート」、「クマをはこわなで捕獲等する際のポイントと留意点」の公表	環境省
4/28	都道府県に、国立公園における適切な情報提供等による安全対策の実施を依頼	環境省
4/28	農林水産大臣閣議後会見において、クマの出没への警戒等について、農業者に注意喚起	農林水産省
5/1	地方整備局等・都道府県・政令指定都市の河川部局に対して、河川におけるクマ被害対策の取組を引き続き遺漏なく行うよう通知	国土交通省
5/1	クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議の開催	クマ被害対策に関する関係省庁
5/8	都道府県警に関係機関と連携した通学路警戒や避難誘導等の実施のほか、出没状況に応じた熊駆除に関する体制の早期確立について指示	警察庁
5/12	環境大臣閣議後会見において、クマの出没に警戒するよう国民に注意喚起 都道府県に対して、クマの出没対策（特に山菜採り、出没時対応）の徹底を通知 併せて総務省からも都道府県に対して環境省通知について情報提供を実施	環境省、総務省

国民の皆様に対する注意喚起

国民の皆様には、地方自治体が発信するクマの出没情報などに十分注意を払っていただき、
その上で、改めて以下の注意を、強くお願いいたします。

- ①住宅や学校周辺など、人の生活圏では、クマの誘引物となるものを適切に管理すること。具体的には、
放置された農作物等に加え、夜間に出されたごみなどがクマの餌となるため、自治体が指定した時間帯
にごみを出し、これらを放置しないように管理をすること。
 - ②早朝や夕方の時間帯の外出や、田畑や道路沿いで見通しが悪い場所の通行には注意すること。
 - ③クマの生息地には、むやみに立ち入らないこと。仕事などでやむを得ず入る場合は、
 - ・クマの行動が活発な明け方・日の入り前後の立ち入りや単独行動を避けること。
 - ・鈴やラジオなど、音の出るものや適切なクマ撃退スプレーを携帯する、
ヘルメットやリュックを身に着けるなどの対策をすること。
 - ④クマに出会ってしまった場合は、慌てず、ゆっくり、クマと人との間に電柱や車、木などを挟むように移動
すること。至近距離で出会って襲われた時は、両腕で顔面や頭部を覆い、うつ伏せになるなど、被害を最
小限にとどめる行動をとること。
- を特にお願いたします。

環境省では、昨年度のクマの大量出没による人身被害の発生状況を分析し、クマに出会わないための対
策や、出会ってしまった時の対処法をとりまとめた「クマの人身被害に関するレポート」を先月環境省のホー
ムページで公表しました。国民の皆様、関係者の皆様におかれては本レポートをぜひお読みいただき、クマ
の出没に備えてください。

○クマの捕獲強化

- ・市街地や農地への出没個体及び管理強化エリアでの捕獲の強化の支援

○住民等の安全確保

- ・警察による都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保
- ・教職員等への研修会、登下校見守りにかかるクマ対応消耗品支援
- ・各国立公園におけるクマ対策マニュアルの策定・改訂及び安全対策の強化

○注意喚起・情報発信

- ・全国紙及び地方紙を対象に、山菜採り時の注意事項等を掲載
- ・クマに関する児童向けの動画・保護者向けのリーフレット等を作成
- ・国立公園内の利用拠点施設、観光案内所等へのクマ注意喚起ポスター（日英）の配布
- ・東北地方において都道府県の部長級連絡会議開催予定
- ・関係省庁の支分部局連絡会議の開催

○緊急対応体制の整備・出没防止対策の実施

- ・緊急銃猟の実施体制の整備や実施の支援
- ・箱わな・クマ撃退スプレー等の資機材の確保支援
- ・ガバメントハンターの雇用の支援
- ・警察官の装備資機材の整備等
- ・電気柵の整備、緩衝帯の設置や放任果樹の伐採の支援
- ・河川の樹木伐採や草木の踏み倒し

○クマの調査

- ・全国で統一的な手法によるクマの生息状況調査・個体数推定の実施
（令和8年度は東北地方の個体群の調査を実施）

暫定的な捕獲目標数（一クマ被害対策ロードマップ）

- 捕獲目標数の考え方：人の生活圏とその周辺における捕獲の強化により、クマの出没を抑制
- ・ 北海道：12,540頭（2025年～2034年の総捕獲目標数：北海道ヒグマ管理計画（第2期））
- ・ 東北、関東、中部：自然増加率（14.5%）に5%程度を上乗せした約20%を現在の推定個体数に乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、増えすぎたクマの個体数を削減
- ・ 近畿、中国：令和7年度の被害状況等を踏まえ、現在の推定個体数に自然増加率（14.5%）に乗じた値を捕獲目標数として暫定的に設定し、個体数を増やさないよう管理

※大量出没が起こった場合は暫定的な捕獲目標数に捉われず捕獲を実施

ブロック	現在の推定個体数 〔各都道府県の最新の推定中央値の合計〕	令和8年度の暫定的な捕獲目標数	2030年度の暫定的な目標生息個体数
北海道	11,600	12,540 〔※2025年～2034年の総捕獲目標数〕	8,200 〔※2034年の目標個体数〕
東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	19,237	3,800	12,000
関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)	2,983	600	2,000
中部(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知)	17,553	3,500	11,000
近畿・中国(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口)	6,420	900	6,400

※北海道のヒグマの自然増加率は9.2%、本州のツキノワグマの自然増加率は14.5%と設定

※茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府は推定個体数に関するデータがない

※茨城県、千葉県、大阪府はクマの恒常的な生息地域ではない

令和8年度以降、環境省において、順次個体数調査・推定を実施して推定個体数を精緻化し、それを踏まえ、各都道府県において、適切な捕獲目標数を設定する。

各地でクマの出没が相次いでいることを踏まえ、基本的な注意事項や対処法等を広く周知するため、情報発信を行う。

1. 山菜採りに出かける方々向けの注意喚起

(1) 新聞一面広告 (5月23日・24日)

- ・山菜採りに出かける方々向けに、全国紙、ブロック紙、地方紙(北海道や東北など、クマの出没情報が多い地域)に掲載
- ・また、農業従事者向けに、日本農業新聞にも掲載

(2) インターネット静止画バナー広告(Yahoo!など、5月26日～)



(新聞広告)

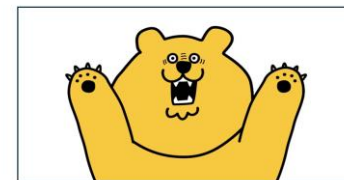


(静止画バナー広告)

2. 児童生徒・保護者の方々向けの注意喚起

(1) 注意喚起動画の作成

- ① 学校の1人1台端末(GIGA端末)で視聴できるように全国の児童生徒へ提供
- ② インターネット動画バナー広告(Instagram、6月上旬目途)文科省HPに動画を掲載し、バナーから誘導



(注意喚起動画)

(2) リーフレットの作成

- ① クマと遭遇しないための注意事項等を記載したリーフレット(チラシ)を制作
地域の小中学校で配布
- ② インターネット静止画バナー広告(LINE、Facebookなど、5月下旬目途)文科省HPにリーフレットを掲載し、バナーから誘導



(児童生徒・保護者向け
静止画バナー広告)